

令和4年度税制改正で、相続税の納税適正化の一環として、「死亡届の情報等の通知」という規定が設けられました。内容は、「法務大臣は、戸籍法に定められている死亡届を受理した日の翌月末までに、国税庁長官に通知しなければならない」、さらに「市町村長は、死亡届を受理したときは、その者が所有する不動産の情報を、その役所の所在地のある所轄税務署長に通知しなければならない」というものです。これまでも、国税は独自のルートでこれらの情報入手していましたが、さりげなく法制度化されたということです。「納税適正化」というのは国税側からの見方であって、納税者から見ると課税強化にほかなりませんね。

●法改正の意図

この法律改正でわかるのは、税務署は相続に関する情報、とりわけ死亡に関する情報については、「疎(うと)い」ということです。この法律ができた背景から推測すると、税務署には、相続が発生した情報をなるべく早く知りたい理由が2つあると思います。

その一つが、「相続税がかかるかどうかを早めに判断したい」ということです。税務署は、名義変更の登記情報により不動産の異動を把握します。その異動のうち相続によるものでは、売買などの保全を目的としたスピーディーな登記と違い、相続争いで登記が遅れたり、不要な不動産で登記がなされなかったりするケースが多く見られます。

もう一つの理由は、「相続直前で財産を隠したりできないようにしたい」ということです。相続人が、亡くなった人の預金を引き出したり、実質名義預金を相続人のものとする工作をしたりすることをなるべく防

ぎたい。時間が経てば経つほど、隠蔽の可能性が高まると税務署は考えているわけです。

国税庁が、毎年12月に公表する各事務年度における『相続税の調査等の状況』という報告書によると、申告漏れのあった相続財産のトップに、現金・預貯金等が上がっています。調査の始まった平成13年以来連続して、申告漏れ相続財産の約3分の1を占めている状況です。

●名義預金とは

税務調査で問題となる預金のうち、特に注目されるのが名義預金です。

名義預金とは、預金の名義人と真の所有者が異なる状況にある預金を言います。また、名義預金を使って購入した有価証券などの財産についても、名義人と真の所有者が異なる関係が維持されるので、税務上は名義預金と同等に扱われます。

名義預金はその性格上、外形的に判断することが難しく、本人しかわからないケースが多くなっています。

例えば、父が子供の名義で預金したり、子供の名義で株式などを運用したりしているケースなどは、子供にその認識がなければ、申告漏れとなり追徴課税になることもあります。

●名義預金問題が発生するケース

そこで、税務調査の場面などで名義預金が問題になるケースをご紹介します。誤解を招かないような対策も併せてご案内します。

(1) 扶養する奥さんや子供名義の銀行口座へ資金を預け入れたり、自己の口座から資金を移動させるケース。
贈与税の基礎控除である110万円の枠を使い、贈与として行う場合でも、その口座の管理状況によっては、名義預金として贈与した本人の財産とされる場合があります。通帳や印鑑

を贈与を受けた人に引き渡すなど、「贈与の実態」を明らかにしておく必要があります。

(2) ご主人の稼ぎのみで、奥さんの収入がない(あっても少額)場合において、奥さんが生活費の余剰部分をその奥さん名義の口座で貯めるケース。税務署は、生活費の余剰部分は、その生活費を出した人に帰属するものと考えます。

収入がない奥さんの預金口座にまとまった資金があると、名義預金と認定される可能性があります。奥さんに収入がない場合には、贈与があった証拠(贈与税の申告の控えなど)を残しておく必要があります。

(3) 奥さんや子供の名義で契約した生命保険の保険料を、自分が名義人に成り代って負担しているケース。このような場合には、その解約返戻金相当額は、保険料負担者の財産とされることがあります。

●名義預金とされないための予防策

(1) 相続開始後

相続開始後における対策のポイントは、なるべく早い段階で、被相続人の財産を把握することです。そのうえで、被相続人の相続財産として正直に申告することが不可欠です。名義預金は、場合によっては仮装隠蔽行為とみなされ、重加算税(相続税額の最大40%)がかけられる恐れがあります。

(2) 相続開始前

配偶者に対し、老後の生活資金を配偶者名義で残す場合には、夫婦間であっても贈与契約書を作り、贈与税の申告を行うことが必要です。また、基礎控除の範囲内で贈与税の申告の必要がない場合には、公証役場で贈与契約書に確定日付を付与してもらうことが、トラブルを防ぐ手立てとして有効です。